

八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱

(平成27年3月11日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、新規創業者を対象とする融資制度を利用した者に対して補助金を交付することにより、新規創業者の負担軽減を図り、もって市内における中小企業者の経営安定及び発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない者又は新設した法人が本市域内において新たに事業を開始することをいう。
- (2) 新規創業者を対象とする融資制度 福岡県中小企業融資制度のうち新規創業資金を、福岡県信用保証協会の信用保証制度のうち創業等関連保証及び創業関連保証を、日本政策金融公庫の融資制度のうち新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金及び再挑戦支援資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を営み、かつ、補助申請する事業計画又は経営計画について、八女市が指定した創業塾その他創業に関するセミナー（以下「創業塾等」という。）を受講した者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人にあつては、申請時において市内に事業所を有し、事業所の登記をした者のうち、市税又は税外徴収金の滞納がないもの
- (2) 個人にあつては、申請時において市内に住所及び事業所を有している者のうち、市税、国民健康保険税又は税外徴収金の滞納がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。
- (2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業と認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとき。

(補助金の種類及び対象経費)

第4条 補助金の種類、対象経費及び額は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第5条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に定める期間までに八女市新規創業資金等借入者信用保証料補助金交付申請書(様式第1号)又は八女市新規創業資金等借入者利子補給補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 新規創業資金等借入者信用保証料補助金交付申請書にあつては、保証協会に保証料を支払った日から30日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 新規創業資金等借入者利子補給補助金交付申請書にあつては、借入日から12か月目の利息を金融機関に支払った日から30日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、所管課長をして当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきときと認めるときは、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による書類の審査を行った結果、補助金の交付対象とならないときと認めるときは、当該補助金の交付の申請を却下する決定をし、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により、交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 別表に掲げる新規創業資金等借入者信用保証料補助金(以下この条において「保証料補助金」という。)を受けた者が当該資金の繰上げ返済、借換え等によって、第5条第1号の保証料の還付を受けた場合は、八女市新規創業資金等借入者信用保証料補助金返還申出書(様式第5号)を市長に提出し、当該還付額のうち保証料補助金に相当する額を市に返還するものとする。

3 市長は、金融機関その他の関係機関に対し、保証料補助金の交付決定を受けた

者に係る資金の繰上げ返済、借換え等の状況を調査できるものとする。この場合において、市長は、補助金の交付申請の際、当該調査についてあらかじめ対象者から同意を得るものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、新規創業資金等借入者信用保証料補助金に関する規定は平成27年度から平成29年度までの当該補助金について適用し、新規創業資金等借入者利子補給補助金に関する規定は平成28年度から平成30年度までの当該補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、改正後の八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、改正後の八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額
新規創業資金等借入者信用保証料補助金	福岡県保証協会に対し、借入者が借入期間中に支払う信用保証料	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の額は、切り捨てる。）とし、一申請当たりの限度額は、50万円とする。
新規創業資金等借入者利子補給補助金	新規創業資金等借入者信用保証料補助金を受けた者（日本政策金融公庫からの借入者を除く。）が金融機関等に対し支払う利息のうち、新規借入	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の額は、切り捨てる。）とし、一申請当たりの限度額は、10万円

	日から12か月以内に発生するもの	とする。
--	------------------	------

様式第1号（第6条関係）

八女市新規創業資金等借入者信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

事業所住所

申請者屋号又は会社名

氏名又は代表者名

印

(代表者の生年月日

年 月 日)

電話番号

年度八女市新規創業資金等借入者信用保証料補助金の交付を受けたいので、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱第6条第1号の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。なお、補助金交付決定を受けたときは、金融機関その他の関係機関に対し、私の資金の繰上げ返済、借換え等の状況について調査することにつき、同意します。

記

新規創業資金等借入者信用保証料補助金交付申請額 _____ 円

保証料明細証明書（金融機関証明欄）			
保証番号	保証料支払日	融資額	融資の種類等
	年 月 日	円	1 福岡県中小企業融資制度 （新規創業資金） 2 福岡県信用保証協会 <input type="checkbox"/> （創業等関連保証） <input type="checkbox"/> （創業関連保証）
保証料率	融資期間		
%	自 年 月 日	年間	
保証料	至 年 月 日		
円			
上記のとおり保証料を徴収したことを証明します。			
年 月 日 （金融機関名）			印
※該当する番号を○で囲み、該当する資金名に✓の記号を記入してください。			

(添付書類)

- (1) 事業計画書、収支予算書（任意様式）
- (2) 市が指定した創業塾等受講証明書
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (4) 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

八女市新規創業資金等借入者利子補給補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

(申請者)

事業所住所

申請者屋号又は会社名

氏名又は代表者名

印

(代表者の生年月日

年 月 日)

電話番号

年度八女市新規創業資金等借入者利子補給補助金の交付を受けたいので、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱第6条第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

新規創業資金等借入者利子補給補助金交付申請額 _____ 円

借入日から12か月以内に発生する利息の支払いに関する明細証明書（金融機関証明欄）		
12か月目の利息支払日	融 資 額	融資の種類等
年 月 日	円	1 福岡県中小企業融資制度 (新規創業資金)
12か月間の利息合計額		
	円	2 福岡県信用保証協会 <input type="checkbox"/> (創業等関連保証) <input type="checkbox"/> (創業関連保証)
借入利率	融 資 期 間	
%	自 年 月 日 至 年 月 日	3 日本政策金融公庫 <input type="checkbox"/> (新規開業資金) <input type="checkbox"/> (女性、若者/シニア 起業家支援資金) <input type="checkbox"/> (再挑戦支援資金)
	年間	
上記のとおり利息を徴収したことを証明します。 年 月 日 (金融機関名)		印

※該当する番号を○で囲み、該当する資金名に✓の記号を記入してください。

(添付書類)

(1) 金融機関等による利息計算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第3号（第6条関係）

八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けをもって申請のあった八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通知します。

記

1 補助金交付決定額

新規創業資金等借入者信用保証料補助金 _____ 円

八女市新規創業資金等借入者利子補給補助金 _____ 円

2 補助金交付予定時期

様式第4号（第6条関係）

八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金
交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長

年 月 日付けをもって申請のあった八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金について、下記の理由により却下したので、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助金名	<input type="checkbox"/> 新規創業資金等借入者信用保証料補助金 <input type="checkbox"/> 八女市新規創業資金等借入者利子補給補助金
却下の理由	
特記事項	

様式第5号（第7条関係）

八女市新規創業資金等借入者信用保証料補助金返還申出書

年 月 日

八女市長

（申出者）

事業所住所

申請者屋号又は会社名

氏名又は代表者名 印

（代表者の生年月日 年 月 日）

電話番号

年 月 日付け 第 号で八女市新規創業資金

等借入者信用保証料補助金交付決定通知を受けた新規創業資金等借入者信用保証料補助金について、下記の理由により信用保証料の還付を受けたので、八女市新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて市補助金に相当する額を返還いたします。

記

- 1 新規創業資金等借入者信用保証料補助金受領額 _____ 円

- 2 還付を受けることとなった理由
 繰上げ返済 借換え その他（ _____ ）

- 3 融資の種類等・金融機関名
融資の種類等 _____
金融機関・支店名 _____

- 4 還付を受けた信用保証料額（全額） _____ 円

- 5 市に返還すべき信用保証料補助金相当額 _____ 円

（添付書類）

- （1） 還付を受けた信用保証料の額を証明する書類
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類